平成２８年（フ）第３９０号
仙台市泉区市名坂字南前１番地１
破産者　株式会社21
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３７９号
仙台市泉区寺岡６丁目９番地の26
破産者　株式会社かなで
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
茨城県日立市折笠町748番地５
破産者　有限会社常陸国際輸送
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第９２５号
さいたま市浦和区領家６丁目27番７号
破産者　有限会社ストローク体育研究会
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
千葉県野田市山崎1713番地　フラワーハイツ望102
破産者　吉田　　博
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０４号
千葉県柏市若柴69番地１
破産者　有限会社柏重万喜商店
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０５号
千葉県柏市柏の葉２丁目19番地１　ハイムフロイデＢ201号
破産者　酒井　泰夫
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０６号
千葉県松戸市稔台７丁目21番地の９　コスモヒルズ302号
破産者　中村　哲平
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６８５号
東京都新宿区水道町１番21号
破産者　株式会社可成屋
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０２１号
東京都大田区上池台５丁目35―14―202
破産者　田端ひろみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３９号
大阪府柏原市大字高井田83番地の９
破産者　有限会社アクト・ゼロ
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
北海道北見市北央町90番地の５
破産者　日成資材株式会社
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第６３６号
埼玉県所沢市大字北秋津511―13
破産者　黒江　伸一
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３号
東京都稲城市大丸939番地の36
破産者　菱沼　頌夫
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７５８号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１番８―503号
破産者　田村　　修
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１１号
東京都八王子市中野町2546番地２市営住宅西中野団地１―310
破産者　髙田　博行
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３８号
兵庫県西宮市本町12番26号、移転前の本店所在地福井県敦賀市昭和町１丁目３番２号
破産者　株式会社元組（前商号新生建設株式会社、前々商号亜紀建設株式会社）
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第３５５号
静岡県裾野市深良1765番地６
破産者　株式会社東海警備
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
高知市帯屋町１丁目13番21号
破産者　株式会社トラスト
1　決定年月日　平成29年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５２号
千葉県君津市泉303番地13
破産者　株式会社石橋工務店
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第８２号
千葉県君津市西原693番地７
破産者　鈴木　律子
1　決定年月日　平成29年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１６４号
徳島県徳島市吉野本町６丁目20番地３
破産者　株式会社エクセル
1　決定年月日　平成29年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部